

商慣行の是正による取引の適正化・料金の透明化に向けた取組宣言

LP ガス業界で問題とされている商慣行を是正するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行規則が改正され、同法に基づく規制が導入されることとなりました。

西日本液化ガスは、これからもお客さまに選ばれる企業であるために、経営理念「最適エネルギーを供給し、最高に親切な会社を目指す」を意識した事業運営につとめるとともに、以下の項目を遵守いたします。

1. 過大な営業行為の制限（2024年7月2日施行）

正常な商慣習を超えた利益供与や、お客さまの事業者選択を制限する契約の締結はおこないません。

2. 三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）

LP ガス料金については「基本料金」、「従量料金」、「設備料金」から構成される三部料金制を徹底してまいります。

3. LP ガス料金等の情報提供（2024年7月2日施行）

不動産管理会社さま等と連携し、賃貸集合住宅等へ入居を希望されるお客さまに対し、ガス料金の提示につとめてまいります。

上記の取組みを進めるにあたり、社内講習会を実施することで、取組みの浸透を図ります。

以上

2024年5月27日

西日本液化ガス株式会社